

専決処分報告について

マイナンバーカードの取得の促進に係る経費の執行が急を要するため、令和4年度三条市一般会計補正予算を別紙専決処分書のとおり専決処分をしたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和4年12月5日提出

三条市長 滝 沢 亮

専 決 処 分 書

令和4年度三条市一般会計補正予算

令和4年度三条市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ26,271千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49,660,096千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をする。

令和4年11月7日

三条市長 滝 沢 亮

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 7,787,890	千円 26,271	千円 7,814,161
	2 国庫補助金	3,166,106	26,271	3,192,377
歳入合計		49,633,825	26,271	49,660,096

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 6,643,399	千円 26,271	千円 6,669,670
	3 戸籍住民基本台帳費	137,827	26,271	164,098
歳出合計		49,633,825	26,271	49,660,096

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	7,787,890	26,271	7,814,161
歳入合計	49,633,825	26,271	49,660,096

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	6,643,399	26,271	6,669,670
歳 出 合 計	49,633,825	26,271	49,660,096

補正額の財源内訳			
特 定	財 源		一 般 財 源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
26,271			
26,271			

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金（補正額 26,271千円：補正後の額 7,814,161千円）

2 項 国庫補助金（補正額 26,271千円：補正後の額 3,192,377千円）

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	千円 766,102	千円 26,271	千円 792,373
計	3,166,106	26,271	3,192,377

節		説	明
区 分	金 額		
2 戸籍住民基本 台帳費補助金	千円 26,271	マイナンバーカード交付事務費補助金	千円 26,271

15款 国庫支出金

3 歳 出

2 款 総務費（補正額 26,271千円：補正後の額 6,669,670千円）

3 項 戸籍住民基本台帳費（補正額 26,271千円：補正後の額 164,098千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 戸籍住民基本台帳費	千円 137,827	千円 26,271	千円 164,098	千円 26,271 国庫支出金 26,271	千円	千円	千円
計	137,827	26,271	164,098	26,271			

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
10 需用費	15,500	020 戸籍住民基本台帳費（市民窓口課）	26,271
11 役務費	3,000	10 消耗品費	15,367
12 委託料	7,201	10 印刷製本費	133
13 使用料及び賃借料	145	11 運搬料	3,000
17 備品購入費	425	12 文書等配布委託料	1,400
		12 マイナンバーカード申請支援等業務委託料	5,701
		12 デザイン作成委託料	100
		13 自動車借上料	145
		17 庁用器具費	425

2 款 総務費